

お知らせ（薬）033
平成27年9月18日

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するマスターの廃止年月日は平成27年9月30日であることから、平成27年10月診療分の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

- 1 平成26年11月27日付け厚生労働省告示第450号及び平成26年12月11日付け同第468号並びに平成27年3月24日付け同第113号に基づく経過措置医薬品の廃止（別表1）
- 2 平成27年6月12日付け「お知らせ（薬）029」に基づく商品名医薬品の廃止（別表2）